

12月定例会で可決された意見書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りに関する意見書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の一票の格差是正に向けて、本年5月に成立した衆議院選挙制度改革関連法では、平成27年の国勢調査で確定した人口及びそれにより算出する平成32年見込人口を基に、選挙区間の較差を5年間にわたって、2倍未満に抑えるよう区割りを見直すことが定められた。

神奈川県では、衆議院議員選挙区画定審議会が検討している区割り変更について、県内9選挙区の見直しを盛り込んだ「知事意見」を提出しており、その中では、神奈川13区の綾瀬市が神奈川12区の寒川町との入れ替える案となっている。

現在の神奈川13区に位置する綾瀬市を始め、大和市、海老名市、座間市の4市は、ごみ処理や斎場運営などの広域行政を進め、行政、地勢、交通の結びつきが強く、旧高座郡の時代から、歴史的にも長く続いている。

加えて、厚木基地を抱えた大和市と綾瀬市は、連携し、基地問題に取り組んでいるところでもある。

選挙区の区割りは、市民生活や行政運営に極めて重大な影響を及ぼすものであり、地域の実情を軽視した区割りは、市民ひいては国民の政治的無関心や政治不信を増大させることにもつながるものである。

よって、国においては、区割り案の画定に当たっては、単に人口比例配分だけではなく、行政、地勢、交通、歴史的沿革などの実状を踏まえた区割りを画定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

綾瀬市議会議長 青柳 慎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 あて

国に私学助成の拡充を求める意見書

全国では高校教育の約3割、幼児教育、大学教育においては約8割を私学教育が担っており、私立学校は公教育の場として大きな役割を果たしている。

私立高校と公立高校の学費差は、平成22年度から実施され平成26年度に加算支給額及び対象世帯が拡大された高等学校等就学支援金制度と、平成26年度から実施された高校生等奨学給付金により一定程度是正された。

しかし、私立高校の保護者の学費負担は支援金を差し引いても年間44万円を超え、また、各都道府県の授業料減免制度の差により、居住する場所によって学費負担に大きな格差が存在し、この格差をなくするためには国の就学支援金制度の拡充が必要となる。さらに、私立中学校へ通う生徒にも学費援助をという声が全国的に上がっている。

未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私立学校に通う生徒、保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上を図るためには、就学支援金制度及び私立学校への経常費助成補助の拡充が強く求められる。

よって、国においては、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

綾瀬市議会議長 青柳 慎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 あて

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

県の私立学校は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきた。

しかし、県の私立学校に対する生徒1人当たり経常費補助は全国最下位水準とされ、そのため入学金を除く私立高校の平均学費は関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費となっている。

一方、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障を来す状況である。

県の公立中学校卒業生の全日制高校進学率は、前年より改善されているとはいえとても高いとはいえない水準が続いている。その要因の一つとして、高い学費により私立高校を選択することができないことが挙げられる。

全ての子供たちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によって私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが急務であると考えている。

よって、県においては、私学助成の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

綾瀬市議会議長 青柳 慎

神奈川県知事 あて

会派構成一覧

◎代表者（平成29年2月1日現在）

会派名	氏名		
志政あやせ	◎武藤 俊宏 古市 正	橘川 佳彦 齊藤 慶吾	笠間 昇 金江 大志
あやせ 未来会議	◎増田淳一郎 佐竹 百里	安藤多恵子 比留川政彦	青柳 慎
公明党	◎松澤 堅二 三谷 小鶴	井上 賢二	内山 恵子
日本共産党 綾瀬市議団	◎松本 春男	上田 博之	
無会派	二見 昇	越川 好昭	畑井 陽子

あやせ市議会だよりNo.173の訂正とおわび

あやせ市議会だよりNo.173の3面と8面について誤りがありました。訂正しておわび申し上げます。

- ・3面：歳入円グラフ内の依存財源数値（誤：46.7%→正：46.5%）
- ・8面：会派構成一覧に「公明党」の会派名と所属議員が欠如しておりました。

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。